

会 員 各 位

一般社団法人 白井工業団地協議会
代表理事 野水俊夫
安全衛生災害防止委員会

粉じん作業に係る特別教育のご案内

当協議会では従業員の資質向上及び労働災害等をなくすため、各種の技能講習会を実施しています。

今回の「特定粉じん作業」の業務は、危険又は有害な業務で、法令で定めるものに労働者をつかせる時は、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育を事業者は行わなければなりません。(労働安全衛生法第59条第3項・粉じん障害防止規則第22条) このため、「特定粉じん作業」に常時従事する作業者に対して、「粉じん作業特別教育規程」に基づく特別の教育を行うことが事業者には義務づけられています。

つきましては、安全衛生の向上を図るため、(一社)船橋労働基準協会のご協力、を得て、「粉じん作業に係る特別教育」を実施することとしました。

この機会に是非、受講されるようご案内いたします。



記

- 1、日 時 8月9日(木) 9:00~15:00
 - 2、場 所 白井市公民センター (白井市中98-17) 2階 視聴覚室
 - 3、受 講 料 11,330円 (テキスト代・受講料・昼食代・会場費等)
会員外はプラス1,000円
 - 4、締 切 日 7月26日(木) 17時まで
 - 5、申 込 方 法
 - ① 別紙申込書
(電話番号及びFAX番号は、必ずご記入ください。)
 - ② 受講料
 - ③ 身分確認証明書(写し)
(身分確認のため、住所がわかる免許証(写し)、健康保険証(写し)を添付してください。裏面に住所が記載されている場合は裏面のコピーもお願いします。)
- * 以上、①~③までを添えて、締切日までに事務局へお申し込みください。

- 6、定 員 30名
(10名に満たない場合、中止になることがありますので、
ご了承ください。)
- 7、持 ち 物 筆記用具
- 8、講習科目
- | | |
|---------------------|--------|
| ①粉じん発散防止及び作業場の換気の方法 | 1 時間 |
| ②作業場の管理 | 1 時間 |
| ③粉じんに係る疾病及び健康管理 | 1 時間 |
| ④呼吸用保護具の使用方法 | 0.5 時間 |
| ⑤関係法令 | 1 時間 |
- 9、そ の 他 本教育の修了者には、修了証を交付します。

*** 注意事項 ***

- ◎ 公民センターの駐車場は狭いですので、乗り合わせてお越してください。
- ◎ 時間厳守をお願いいたします。
- ◎ 5月1日より公民センター全館・全敷地、全面禁煙となりましたので、ご協力をお願いいたします。

ご理解ご協力の程、よろしくをお願いいたします。



一般社団法人 白井工業団地協議会
事務局 梅本
白井市中98-17 (白井市公民センター内)
TEL : 047-491-0224
FAX : 047-491-0222